

# 平成30年度四日市商工会議所 見本市・展示会出展補助要綱

(目的)

## 第1条

「四日市商工会議所 見本市・展示会出展補助金」は、国内外の見本市・展示会に出展する企業に対して補助を行い、出展する企業の技術力を高めるとともに販売促進を支援することを目的とする。

(補助対象者)

## 第2条

会費を完納している当所会員。但し、同一年度で当補助金の支給を受けた企業・組合は重複して申し込みできないこととする。

(補助対象事業)

## 第3条

対象事業は、次の1～4の全てに該当するものとする。

1. 国内外で平成30年3月1日から平成31年2月末日までに開催される見本市・展示会であること。
2. 物産展など即売を目的とするものでなく、新規の商談や取引先の開拓のために開催される見本市・展示会であること。
3. 東海レベル以上の規模を有する見本市・展示会であること。
4. 当所で審査し、補助対象と認めた見本市・展示会であること。  
同一内容で、本制度と本制度以外の補助金事業との併用はできない。

(補助金の対象)

## 第4条

補助の対象となる経費は、出展に要する会場使用料（出展料、出展小間料。但し、消費税及び地方消費税除く）とする。

出展料以外の経費（運搬料、電気工事費、ブース装飾費等）は、対象としない。

(補助金額)

## 第5条

補助金の総額は予算の範囲内とする。

また、補助対象金額は、補助対象経費の1/2(千円未満切捨)以内とし、上限2万円とする。

(交付の申請)

#### 第6条

補助対象者が、補助金の交付を受けようとするときは、下記に定める期日までに、四日市商工会議所 見本市・展示会出展補助金交付申請書〔様式第1号〕に関係書類を添えて、当所に提出しなければならない。

- ① 開催初日が、平成30年3月1日～平成30年8月31日  
…平成30年8月31日
- ② 開催初日が、平成30年9月1日～平成31年2月28日  
…平成31年2月28日

(交付の決定)

#### 第7条

当所は、前条に規定する交付申請書の提出締め切り後、速やかに審査会を開催し、当該申請に係る書類の審査等により補助金の可否を決定し、四日市商工会議所 見本市・展示会出展補助金交付決定通知〔様式第2号〕により、申請者に通知する。

(実績報告、補助金の請求)

#### 第8条

補助対象者は、四日市商工会議所が四日市商工会議所出展補助金交付決定通知〔様式2号〕発信日から20日以内に、四日市商工会議所見本市・展示会出展補助事業完了報告書〔様式第3号〕と四日市商工会議所見本市・展示会出展補助金請求書〔様式第4号〕に支出を証する書類の写し（請求内訳書、領収書のコピー）を添えて、当所に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び交付の時期)

#### 第9条

当所は、前条に規定する完了報告書の審査等により、交付すべき補助金の額を確定し、四日市商工会議所 見本市・展示会出展補助金確定通知書〔様式第5号〕により補助対象者に通知するとともに、指定の口座へ入金するものとする。

(交付の決定の取り消し)

#### 第10条

補助対象者が補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付決定の内容又はこの要綱の規定若しくは規定に基づく指示に違反し、又は従わないときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- 2 前項の規定は第9条の規定による補助金の額を確定した後においても適用するものとする。

(補則)

#### 第11条

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付事務に関し、必要な事項は当所が別に定める。

附則

1. この要綱は、平成23年7月25日から施行する。

附則

1. 第5条（補助金額）、第8条（実績報告、補助金の請求）の改正規定は、平成24年3月23日から実施する。
2. 第3条（補助対象事業）、第6条（交付の申請）、の改正規定は、平成25年4月1日から実施する。

附則

1. 第3条（補助対象事業）、第6条（交付の申請）の改正規定は、平成29年3月1日から実施する。